

興行場法施行条例

昭和 59 年 7 月 30 日
条例第 56 号

改正 昭和 63 年 4 月 1 日条例第 26 号 平成 4 年 3 月 31 日条例第 22 号

〔第 1 次改正〕

〔第 2 次改正〕

平成 12 年 3 月 29 日条例第 7 号

平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号

〔北海道保健福祉部手数料条例
附則第 4 項による改正〕

〔北海道条例の整備に関する条
例第 61 条による改正〕

興行場法施行条例をここに公布する。

興行場法施行条例

興行場法施行条例(昭和 24 年北海道条例第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、興行場法(昭和 23 年法律第 137 号。以下「法」という。)の規定に基づき、興行場の設置の場所及び構造設備の公衆衛生上必要な基準並びに営業者が興行場について講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 興行場の名称及び所在地
- (3) 興行場の種別及び構造設備
- (4) 入場者の定員
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにする図面その他規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第 3 条 営業者は、前条第 1 項の申請書に記載した事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、10 日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(設置の場所の基準)

第 4 条 法第 2 条第 2 項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。ただし、公衆衛生上必要な措置が講ぜられる場合においては、この限りでない。

- (1) 排水の状況等が入場者の衛生に支障がない場所であること。

(2) 採光及び換気に支障がないよう、空地等適当な空間が確保される場所であること。

(構造設備の基準)

第5条 法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 清掃及び排水が容易に行える構造であること。
- (2) ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる構造設備であること。
- (3) 観覧室(入場者に興行を見せ、又は聞かせるための場所をいう。次号及び第5号において同じ。)は、ロビー、食堂、便所、売店等とは、隔壁等により区画されていること。
- (4) 観覧室の床面積が400平方メートル以上の大規模な興行場にあつては、ごみの集積場が適当な場所に設けられていること。
- (5) 観覧室、喫煙所及び便所並びに空気環境の調整に係る設備及び照明設備が規則で定めるところにより設けられていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。

(衛生に必要な措置の基準)

第6条 法第3条第1項に規定する営業者が講じなければならない衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 興行場を清掃し、衛生上支障がないようにすること。
- (2) 興行場内のねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的を実施し、その実施記録を2年以上保存すること。
- (3) 換気設備、暖房設備、照明設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じ、整備し、又は補修すること。
- (4) 喫煙所以外の場所での喫煙を禁止すること。
- (5) 救急医薬品等を常備し、かつ、入場者の事故等に適切に対応できる体制を確立しておくこと。
- (6) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いのある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により衛生上支障がないと認められた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講ずること。

(構造設備及び衛生措置の基準の特例)

第7条 興行場が臨時又は仮設のものである場合、観覧席等が屋外にある場合その他特別の理由のある場合であつて、衛生上支障がないと認められるときは、その範囲において、前2条に掲げる基準の一部を適用しない。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正(平成12年条例7号)

附 則

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)による改正前の法第2条第1項の規定により許可を受けている者又は同項の許可の申請を行っている者に係る興行場の構造設備の基準につい

ては、第5条第5号に規定する空気環境の調整に係る設備及び照明設備に係るものは、適用しない。ただし、当該興行場の増築若しくは改築又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをする場合は、この限りでない。

- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過することに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加(平成21年条例15号)

附 則(昭和63年4月1日条例第26号)

(興行場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第22号)

(興行場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第7号抄)

(北海道保健福祉部手数料条例の附則)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

(北海道条例の整備に関する条例の附則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)